

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成24年4月19日

長野県監査委員 吉澤直亮
 同 田口敏子
 同 上野紘志
 同 風間辰一

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

「パーソナルコンピュータの再資源化について」

注) 「再資源化」とは、使用済みのパソコンのうち有用なものを再生資源（プラスチック、鉄、銅、アルミ等）又は再生部品（各種部品等）として使用できる状態にすることをいいます。

2 監査の目的

パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）で不用となったもの（重量が1キログラム以下のものを除く。以下のパソコンにおいて同じ。）は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）において、「指定再資源化製品」に該当することから、製造業者等が自主回収を行い、その再資源化を図ることが義務付けられています。

また、県では平成23年度から5か年の「長野県廃棄物処理計画（第三期）」を策定し、資源の循環利用を推進しています。

そのような中で、平成22年度及び23年度の定期監査において、一部の機関で不用なパソコンを解体した上、通常の廃棄物として処分していた事例や、不用決定後にパソコンが倉庫等に保管されたまま処分されていない事例があったことから、処分の実態、保管状況等に加え、保存データの取扱いについて把握、検証し、適正な処理と再資源化の促進に資することを目的に実施しました。

3 監査の対象機関

監査は、全ての機関を対象としました。部局別の対象機関は、表1のとおりです。

表1 対象機関数

部 局	本 庁	現地機関	計
危機管理部	2	2	4
企画部	8	6	14
総務部	11	23	34
健康福祉部	8	30	38
環境部	7	12	19
商工労働部	5	30	35
観光部	3	3	6
農政部	5	44	49
林務部	3	12	15
建設部	9	24	33
会計局	2	4	6
教育委員会	8	112	120
警察本部	1	31	32
監査・人事・労働委員会	3		3
議会	3		3
企業局	1	5	6
計	79	338	417

注) ・地方事務所は各課ごとに1機関として計上しました。
 (地域政策課は総務部、商工観光課及び商工観光建築課は商工労働部に計上)
 ・付置機関、支所等は機関数には計上していません。(以下の部局を用いた表において同じ。)

4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次のとおりです。

- ・ 不用品パソコンの再資源化を図っているか。
- ・ 不用品パソコン内のデータ消去を行っているか。
- ・ 不用品パソコンの保有状況はどうか。
- ・ 未処分の理由は何か。

5 監査の方法

監査は、次により実施しました。

(1) 書面調査

監査対象機関から、パソコンの処分状況及び不用品パソコンの保有状況について、調書の提出を求めて実施しました。

ア 調査の対象パソコン

調査の対象としたパソコンは、表2のとおりです。

表2 対象パソコンの種類

種類	具 体 例
ノート型	ノートパソコン モバイルパソコン
デスクトップ型	デスクトップ(机上型)パソコン ※ 本体と表示装置(CRTディスプレイ装置、液晶ディスプレイ装置)が分離型及び一体型のもの
本体のみ	デスクトップ(机上型)パソコンのうちの本体部分
ディスプレイのみ	パソコンの表示装置としての「CRTディスプレイ装置」、「液晶ディスプレイ装置」

注) サーバ、プリンタやスキャナなどの周辺機器、ワードプロセッサ(ワープロ)は含みません。

イ 調査の項目

次の2項目について調査を実施しました。

- ① 平成20年4月1日から平成23年11月30日までに実施した、パソコンの再資源化(※1)、廃棄物処理(※2)、所管換(※3)等(以下「パソコンの処分」という。)の状況
 - ※1: 再資源化 … 資源有効利用促進法に基づきパソコンの製造業者等に再資源化を委託したもの
 - ※2: 廃棄物処理 … 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき廃棄物処理業者に処理を委託したもの
 - ※3: 所管換 … 当該機関で使用する見込みがなくなったため、県の他の機関へ所管を移したもの
- ② 平成23年11月30日現在での不用品パソコン(※4)(以下「不用品パソコン」という。)の保有状況
 - ※4 リース期間中のもの、リース期間終了後のものでリース業者に返却する予定のもの及び所管換の予定のあるものを除きます。

(2) 実地調査

監査対象機関から提出された調書を基に、調査を実施しました。

ア 対象機関の選定

不用品パソコンを保有する機関のうち、保有台数の多い15機関(表32参照)を選定して実施しました。

イ 調査の項目

調書を基に、主に次の2項目について、関係書類の調査及び担当者からの聞き取り調査を実施し、併せて不用品パソコンの現物確認を行いました。

- ① 不用品パソコンの保有状況及び今後の再資源化の予定
- ② 再資源化の事務手続(該当機関に限る。)

6 監査の時期

監査は、平成23年12月から平成24年3月までの間に実施しました。そのうち、実地調査は、平成24年2月から3月にかけて実施しました。

第2 監査の結果

1 パソコンの処分状況

(1) 処分台数及び処分方法

平成20年4月1日から平成23年11月30日までの間に108機関で、合計1,755台のパソコンが処分されました。部局別の処分台数は、表3のとおりです。建設部と教育委員会の処分台数が、他の部局に比べて多い要因については、リースではなく、購入したパソコンが多いためと考えられます。

表3 部局別のパソコンの処分台数

(単位:台)

部 局	パソコンの処分機関数			パソコンの処分台数			
	本 庁	現地機関	計	本 庁	現地機関	計	構成比 (%)※
危機管理部							
企画部		2	2		14	14	0.8
総務部	3	5	8	7	131	138	7.9
健康福祉部	3	5	8	31	123	154	8.8
環境部	1		1	1		1	0.1
商工労働部	1	8	9	2	42	44	2.5
観光部							
農政部		14	14		91	91	5.2
林務部		3	3		19	19	1.1
建設部	3	16	19	54	659	713	40.6
会計局							
教育委員会	1	37	38	129	364	493	28.1
警察本部	1		1	7		7	0.4
監査・人事・労働委員会							
議 会							
企業局	1	4	5	27	54	81	4.6
計	14	94	108	258	1,497	1,755	100.0

※ 構成比は端数処理の関係で、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。(以下の構成比を用いた表において同じ。)

パソコンの種類別の処分台数は、表4のとおりです。ノート型のパソコンが最も多く、1,164台で、全体の66.3%を占めています。次いで、デスクトップ型の425台となっています。

なお、表4以下の表中に記載の「不明」は、保存期限終了後の書類の廃棄等により確認ができないものなどが該当します。

表4 パソコンの種類別処分台数

(単位:台)

項 目	処 分 し た パ ソ ッ コ ン の 種 類					計
	ノート型	デスクトップ型	本体のみ	ディスプレイのみ	不 明	
パソコンの種類	1,164	425	50	72	44	1,755
構成比 (%)	66.3	24.2	2.8	4.1	2.5	100.0

年度別の処分方法は、表5のとおりです。処分方法では、再資源化が512台で、全体の29.2%を占めている一方で、廃棄物処理は、その倍の1,024台で、58.3%と大きな割合を占めています。なお、「その他」には、売払いなどが含まれています。

また、処分年度では、平成20年度が810台と最も多く、次いで、平成22年度の480台となっています。平成20年度の処分台数が多い一つの要因としては、「備品確認調査の実施について」(平成20年12月11日付け20管第188号管財課長通知)が管財課から発出され、該当機関に不用品の処分を検討するよう周知がなされたことによるものです。

表5 年度別処分方法

(単位:台)

処分年度	パソコンの処分方法						
	再資源化	廃棄物処理	無償引取り ※1	所管換	その他	計	構成比(%)
平成20年度	317	450	40	1	2	810	46.2
平成21年度	4	258	121	4		387	22.1
平成22年度	171	266	21	11	11	480	27.4
平成23年度 ※2	20	50	5	3		78	4.4
計	512	1,024	187	19	13	1,755	100.0
構成比(%)	29.2	58.3	10.7	1.1	0.7	100.0	

※1 「無償引取り」には、業者が不用なパソコンを無償で回収する場合、廃品回収などが含まれます。

※2 平成23年度は11月30日までのデータです。(以下の年度を用いた表において同じ。)

(2) 再資源化の状況

部局別の再資源化の状況は、表6のとおりです。パソコンの再資源化を行った機関は30機関で、パソコンの処分を行った108機関の27.8%となっています。

表6 部局別の再資源化の状況

(単位:台)

部 局	パソコンの処分機関数			再資源化を行った機関数			パソコンの処分 機関数に対する 割合(%)
	本 庁	現地機関	計	本 庁	現地機関	計	
危機管理部							
企画部		2	2				0.0
総務部	3	5	8		2	2	25.0
健康福祉部	3	5	8	1	3	4	50.0
環境部	1		1	1		1	100.0
商工労働部	1	8	9		2	2	22.2
観光部							
農政部		14	14		6	6	42.9
林務部		3	3		1	1	33.3
建設部	3	16	19		7	7	36.8
会計局							
教育委員会	1	37	38	1	6	7	18.4
警察本部	1		1				0.0
監査・人事・労働委員会							
議会							
企業局	1	4	5				0.0
計	14	94	108	3	27	30	27.8

再資源化の年度別の実施状況は、表7のとおりです。平成20年度が317台で最も多い状況です。これは多量のパソコンを一括で再資源化した機関があったことによるものです。

表7 再資源化の年度別実施状況

(単位:台)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計
実施機関	10	2	17	4	30 ※
パソコン台数	317	4	171	20	512
構成比(%)	61.9	0.8	33.4	3.9	100.0

※ 3機関が複数年度で実施しているため、各年度の合計とは一致しません。

(3) 再資源化の費用及び節区分

再資源化に要した費用の状況は、表8のとおりです。1台当たりの平均費用は、約3,400円(運搬費を含む。)であり、また、表9の歳出予算の節の区分をみると、役務費(12節)及び委託料(13節)のそれぞれの節からの支出がありました。パソコンの再資源化においても、産業廃棄物処理の委託となることから、再資源化のみの契約及び再資源化と収集運搬を同時に契約した場合は、「産業廃棄物適正処理に関する質疑応答」(平成16年2月17日付け生活環境部長通知)により、委託料での支出が適当とされています。

表8 再資源化の費用

(単位:台、円)

項目	台数	費用 (運搬費を含む)	1台当たり費用
再資源化の台数・費用	512	1,744,893	3,408

表9 節ごとの支出額

(単位:円)

項目	役務費 (12節)	委託料 (13節)	計
支出した節	452,824	1,292,069	1,744,893
構成比(%)	26.0	74.0	100.0

(4) 再資源化において参考とした事項

再資源化を実施した機関が、再資源化を行うに当たって参考とした事項については、表10のとおりです。「再資源化の実施業者(パソコンメーカー等)に確認した」との回答が20機関と最も多く、他には「県庁主管課、会計指導担当、会計センターに確認した」が11機関、「パソコン3R推進協会(※)」への確認等が7機関となっています。

※ パソコン及びパソコン用ディスプレイの製造メーカーや輸入販売事業者とともに「資源有効利用促進法」に基づく、パソコン及びパソコン用ディスプレイの3R(リデュース・リユース・リサイクル)を促進している一般社団法人

表10 再資源化に当たって参考とした事項

再資源化に当たって参考とした事項(主な回答)	回答機関数 (複数回答あり)
再資源化の実施業者(パソコンメーカー等)に確認した	20
県庁主管課、会計指導担当、会計センターに確認した	11
パソコン3R推進協会へ確認又は同協会ホームページを参考にした	7
実績のある他の機関に確認した	5
パソコンメーカーのホームページ等を参考にした	2

(5) 再資源化を実施しなかった理由

再資源化を実施しなかった機関に対してその理由を確認した結果は、表11のとおりです。「再資源化の認識がなかった」が28機関で最も多い状況です。

表11 再資源化を実施しなかった理由

再資源化をしなかった主な理由	回答機関数
再資源化の認識がなかった	28
再資源化に伴う予算がなかった	6
再資源化の方法がわからなかった	5
予算(経費)節減のため	2
不明・その他	37
計	78

(6) データ消去

パソコンの処分に伴って行わなければならないデータ消去の状況は、表12のとおりです。処分したパソコンの81.7%に当たる1,434台でデータ消去が行われており、データ消去を行わなかったと答えた機関はありませんでした。しかしながら、「不明」のパソコンが162台ありました。

表12 データ消去の状況

(単位：台)

項目	データ消去の必要があるもの		データ消去の必要がないもの ※	不明	計
	データ消去あり	データ消去なし			
データ消去の有無	1,434	0	159	162	1,755
構成比 (%)	81.7	0.0	9.1	9.2	100.0

※ 「必要がないもの」は、ディスプレイのみの場合、教育用（生徒のパソコン実習等）で消去するデータが存在しない場合等を指します。

データ消去の方法別の内訳は、表13のとおりです。表12の「データ消去あり」のパソコンにおけるデータ消去方法では、「物理的破壊」が794台で最も多く、全体の55.4%を占めています。次いで、「処分業者に依頼」が415台で、28.9%となっていますが、「データ消去用ソフトウェア」は112台で、7.8%と低い状況となっています。物理的破壊では、「ハードディスクを分解して基盤を破壊する。」「ドリルでハードディスクに穴を開ける。」などの方法がとられていました。また、データ消去用のソフトウェアでは、情報統計課情報システム推進室で所有するソフトウェアを借用したもの、市販のソフトウェアを購入したものなどがありました。

表13 データ消去の方法

(単位：台)

項目	物理的破壊	処分業者に依頼	処分業者以外の業者に依頼	データ消去用ソフトウェア	計
データ消去の方法	794	415	113	112	1,434
構成比 (%)	55.4	28.9	7.9	7.8	100.0

(7) 物品管理上の手続

ア 遊休物品の登録について

財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第235条では、「財産管理者は、その所管に属する物品で使用する見込みのないものがあるときは、遊休物品として、遊休物品登録決議書（様式第235号）により登録しなければならない。ただし、別に定めるものについては、この限りでない。」と規定しています。

処分したパソコンにおける遊休物品の登録状況は、表14のとおりです。登録をしていないものが1,448台で、全体の82.5%を占めています。

表14 遊休物品登録の有無

(単位：台)

項目	あり	なし	不明	計
遊休物品登録の有無	57	1,448	250	1,755
構成比 (%)	3.2	82.5	14.2	100.0

遊休物品登録をしなかった理由は、表15のとおりです。規則第235条に規定する「別に定めるもの」に該当するもの（表15中のアからオまで）が多くを占めています。

表15 遊休物品登録が「なし」の理由

(単位：台)

遊休物品登録が「なし」の理由	台数	構成比(%)
ア 他の財産管理者が所管換を希望していたため	16	1.1
イ 消耗品のパソコンで他の財産管理者においても使用する見込みがないため	198	13.7
ウ 備品のパソコンで他の財産管理者においても使用する見込みがなく、かつ耐用年数の2倍を経過し、明らかに使用する見込みがないため	686	47.4
エ 備品のパソコンで損耗等が甚だしく多額の修繕費(取得価格の2分の1以上)を要するため	135	9.3
オ 上記の他明らかに使用する見込みがないため	335	23.1
不明	78	5.4
計	1,448	100.0

イ 物品の不用決定について

規則第237条では、「財産管理者は、その所管に属する物品で使用することができないもの又は使用する必要のないものがあるときは、物品不用決定決議書(様式第236号)により不用の決定をしなければならない。」と規定しています。不用決定決議の状況は、表16のとおりです。

処分したパソコンにおける不用決定決議の状況では、決議を行っているものが1,307台で、全体の74.5%を占めている一方、決議が必要なものの、その手続を行っていないものが177台で10.1%ありました。

表16 不用決定決議の有無

(単位：台)

パソコンの分類	不用決定決議の必要なもの		不用決定決議の必要のないもの※	不明	計
	不用決定決議あり	不用決定決議なし			
備品	1,200	22	18	134	1,374
消耗品	107	127	1	38	273
不明		28		80	108
計	1,307	177	19	252	1,755
構成比(%)	74.5	10.1	1.1	14.4	100.0

※ 「必要のないもの」は所管換を行ったパソコンです。

不用決定決議から処分までの経過年月別の処分台数は、表17のとおりです。決議を行った月に処分したものが702台で、全体の53.7%、翌月に処分したものが152台で、11.6%を占めています。なお、全体の約94%が1年以内の処分となっています。

表17 不用決定決議から処分までの経過年月

(単位：台)

項目	同月内に処分	翌月に処分	翌々月に処分	～半年	～1年	～2年	～3年	～5年	～7年	計
不用決定決議から処分までの経過年月	702	152	26	195	150	48	9	7	18	1,307
構成比(%)	53.7	11.6	2.0	14.9	11.5	3.7	0.7	0.5	1.4	100.0

2 不用パソコンの保有状況

(1) 保有台数

不用パソコンの部局別の保有台数は、表18のとおりです。全機関のうち、不用パソコンを保有している機関は132機関で、その台数の合計は1,303台となっています。保有台数では、教育委員会と建設部が、他の部局に比べて多い状況となっていますが、これも処分状況と同様に、リースではなく、購入したパソコンが多いためと考えられます。

表18 部局別の不用パソコン保有台数

(単位：台)

部 局	不用パソコンの保有機関数			不用パソコンの保有台数			
	本 庁	現地機関	計	本 庁	現地機関	計	構成比 (%)
危 機 管 理 部							
企 画 部		2	2		5	5	0.4
総 務 部	4	11	15	10	83	93	7.1
健 康 福 祉 部		11	11		53	53	4.1
環 境 部	2	2	4	4	3	7	0.5
商 工 労 働 部	1	8	9	1	63	64	4.9
観 光 部							
農 政 部	1	15	16	1	75	76	5.8
林 務 部		4	4		31	31	2.4
建 設 部	8	14	22	99	329	428	32.8
会 計 局							
教 育 委 員 会		43	43		505	505	38.8
警 察 本 部	1	3	4	1	5	6	0.5
監査・人事・労働委員会							
議 会							
企 業 局	1	1	2	26	9	35	2.7
計	18	114	132	142	1,161	1,303	100.0

不用パソコンの種類及び不用パソコンを使用していたときの用途別の保有台数は、表19のとおりです。ノート型では一般事務用が667台で最も多く、ノート型以外においては教育用が最も多い状況となっています。

表19 種類別・用途別保有台数

(単位：台)

使用時の用途	ノート型	デスクトップ型	本体のみ	ディスプレイのみ	計	構成比 (%)
一 般 事 務 用	667	24	7	13	711	54.6
教 育 用	95	182	58	110	445	34.2
試 験 ・ 研 究 用	7	21	12	13	53	4.1
そ の 他	2	2	1		5	0.4
不 明	50	7	9	23	89	6.8
計	821	236	87	159	1,303	100.0
構成比 (%)	63.0	18.1	6.7	12.2	100.0	

不用パソコンの物品管理上の分類は、表20のとおりです。備品が638台で、全体の49.0%を占めています。一方、備品か消耗品か判断できない「不明」のものが375台ありました。

表20 不用パソコンの分類

(単位:台)

項目	備品※	消耗品	不明	計
不用パソコンの分類	638	290	375	1,303
構成比(%)	49.0	22.3	28.8	100.0

※「備品」とは、1個又は1組の物品の取得価格が10万円以上のもので1年以上にわたり使用に耐えると認められる物品をいいます。

(2) 取得方法及び取得年度

不用パソコンの取得方法の内訳は、表21のとおりです。取得方法では、購入が633台で最も多く、全体の48.6%を占めています。また、リースしていたパソコンをリース期間の終了後に取得した例も多く、購入と寄付の合計では188台で、約14%となっています。なお、不用パソコンの保有台数の多い教育委員会と建設部を個別にみると、教育委員会ではリース期間終了後の購入及び寄付が多く、一方、建設部では購入が多い状況となっています。

表21 取得方法

(単位:台)

項目	購入※	リース期間 終了後の購入	リース期間 終了後の寄付	その他の寄付	所管換	不明	計
取得方法	633	145	43	42	37	403	1,303
構成比(%)	48.6	11.1	3.3	3.2	2.8	30.9	100.0

(部局別内訳)

部局	購入	リース期間 終了後の購入	リース期間 終了後の寄付	その他の寄付	所管換	不明	計
教育委員会	132	117	27	41	16	172	505
建設部	329	2	1		10	86	428
その他の部局	172	26	15	1	11	145	370

※「購入」には中古品の購入を含みます。

取得方法別の取得年度の分布は、表22のとおりです。平成12～15年度が最も多く315台、次いで、平成16～19年度の286台となっています。これらを合わせると601台となり、取得年度が不明のものを除いた全体の約70%を占めています。

表22 取得年度の分布

(単位:台)

取得方法	取得年度							不明	計	構成比(%)
	昭和62年 度以前	昭和63～ 平成3年度	平成4～ 7年度	平成8～ 11年度	平成12～ 15年度	平成16～ 19年度	平成20～ 23年度			
購入	46	20	20	97	247	165	2	36	633	48.6
リース期間 終了後の購入				12	2	105	17	9	145	11.1
リース期間 終了後の寄付					14	7	15	7	43	3.3
その他の寄付			1		32	4		5	42	3.2
所管換※			4	12	14	4		3	37	2.8
不明		1	4	7	6	1	1	383	403	30.9
計	46	21	29	128	315	286	35	443	1,303	100.0
構成比(%)	3.5	1.6	2.2	9.8	24.2	21.9	2.7	34.0	100.0	

※ 所管換の取得年度は所管換の年度ではなく当初取得の年度で計上しました。

(3) 活用検討の有無

パソコンが不用となったときに、同一機関内での活用についての検討を行ったかについて確認したところ、検討したパソコンは476台で、全体の36.5%でした。活用検討の状況は、表23のとおりです。